

令和4年度
教育委員会の事務の点検・評価報告書
(令和3年度事務事業対象)

I	教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について	
1	事務事業評価とは	P 1
2	指宿市教育委員会における事務事業評価制度	P 1
3	評価対象事務事業について	P 4
II	事務事業の点検・評価の内容及び結果について	
1	評価の観点	P 5
2	観点別評価	P 5
3	評価の結果	P 5
III	外部評価委員の意見・提言及び対応策	
1	【学校整備室】学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価	P 6
2	【社会教育課】地域学校協働活動推進事業	P 8
	参考資料	
○	指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱	P 10
○	令和4年度指宿市教育委員会外部評価委員会委員	P 11

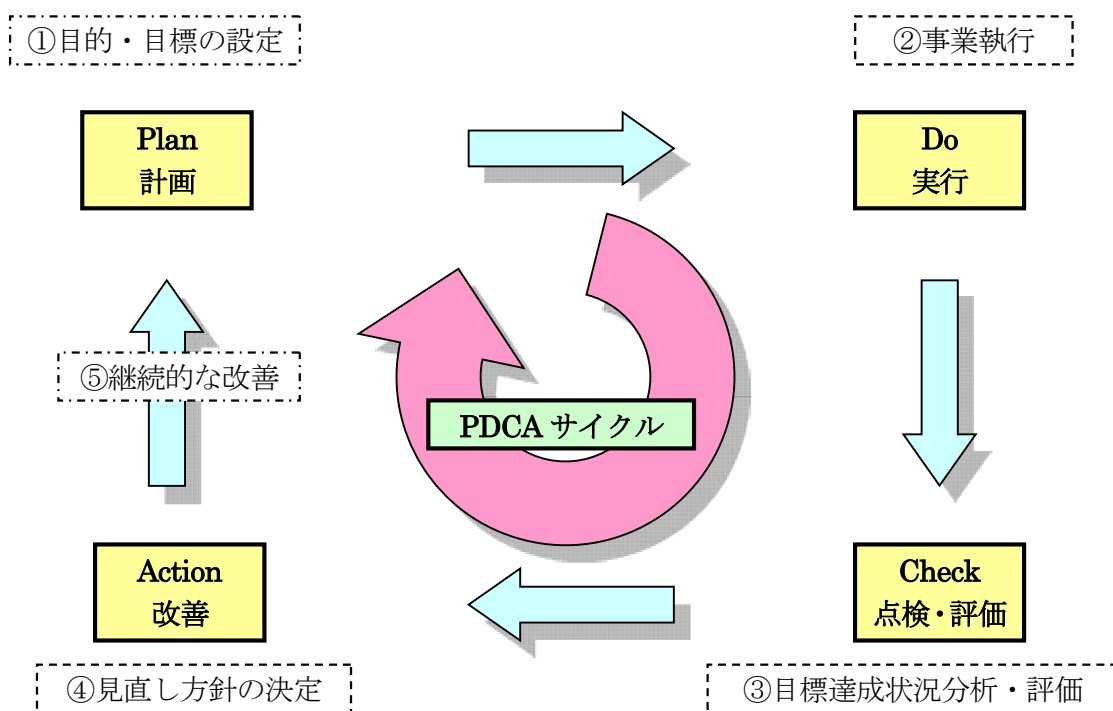
令和5年2月
指宿市教育委員会

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA (Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善) という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、指宿市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度を導入しております。

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や外部評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対する改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	<ul style="list-style-type: none">・市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か。(ニーズの度合)・上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か。(目的妥当性の度合)・市が関与しなければならない事務事業か。(公共性・公益性の度合)
効 率 性	<ul style="list-style-type: none">・投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られているか。(費用対効果の度合)・効率的な方法で事務事業を実施しているか。(同じ経費でもっと効率的な方法はないか。)・活動量に対してコストの削減余地がないか。(コストを下げる工夫はなされているか。)
有 効 性	<ul style="list-style-type: none">・事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか。(上位施策に対する貢献度はどの程度か。)・成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か。(達成度合)・目的を達成するための手段(実施方法)は有効か。(手段の有効度合)

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動を取り、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について

番号	課名	事業名
1	学校整備室	学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価
2	社会教育課	地域学校協働活動推進事業

II 事務事業の点検・評価の内容及び結果について

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ、公共性・公益性）、効率性（費用対効果、コスト削減）、有効性（貢献度、目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価

事務事業名	妥当性	効率性	有効性
① 学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価	妥当	妥当	妥当
② 地域学校協働活動推進事業	妥当	妥当	見直し必要

3 評価の結果

事務事業名	評価（まとめ、課題等）
① 学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価	<p>学校施設については、児童生徒がより安全で快適に学べる施設整備を行うとともに、法に則したバリアフリー化を進めていく必要がある。</p> <p>今後も、各学校からの要望や状況、社会的ニーズを考慮しながら、学校施設環境改善交付金及び有利な地方債を活用し、教育環境の整備を行うこととする。</p> <p>【翌年度の事業計画】</p> <p>学校施設環境改善交付金を活用し、トイレの洋式化に併せた多目的トイレの設置や、校舎の非構造部材耐震化を実施するとともに、施設のバリアフリー化を実施するための予算要求を行う。</p>
② 地域学校協働活動推進事業	<p>事業の目的や方向性については、妥当であると認められるが、事業への理解度に校区によって温度差がある状況であり、地域住民や保護者、学校職員等への更なる周知と理解促進及び関係者相互の連携強化が求められる。今後、市全体として一体的な推進を図るため、校区間での情報共有や各校区内での議論・研修の場の充実を図っていく必要がある。</p> <p>【翌年度の事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙に毎月記事を掲載し、活動の目的や意義について市民への周知と理解促進を図る。 ・各団体（老人クラブ、女性連、PTA、子ども会など）の会合に出向き、説明及びボランティア協力要請を行う。 ・学校応援団協議会、推進連絡会等で意見交換・情報共有の機会を拡充する。

Ⅲ 外部評価委員の意見・提言及び対応策

1 学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価（学校整備室）

担当課	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
学校整備室	学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価	<p>【鳥飼委員】 本事業は、大変有意義で学校環境にとって一番大切な命に係わる分野です。各校の状況を十分に点検し老朽化対策や防災機能強化を実施されているところに必要性を感じました。 今後は、①自然災害時の学校体育館の活用方法や様々な児童生徒へのトイレ対応として多目的トイレの設置など加えて検討していかれることを期待致します。</p>	<p>①多目的トイレの設置について 今後のトイレ改修についてバリアフリー化を図りながら多目的トイレの設置も進めてまいります。 また、様々な方が災害時にも利用しやすいよう、体育館のトイレの改修についても検討してまいりたいと考えております。</p>
		<p>【迫田委員】 補足資料で、写真がカラーで載せてありわかりやすかったです。池田小のように着工前と着工後（改修後）は説得力があり良かったと思います。（白黒よりカラーが良かったと思います。） <u>②指宿の全小中学校の今後の改修工事（計画案）等が記載されると良いのではと思います。</u> 例) R 4 魚見小 トイレ改修工事 R 5 指宿小 ○○○改修工事 R 6 北指宿中 ○○改修工事 R 7 南指宿中 ○○改修工事 R 8 川尻小 ○○改修工事 R 9 柳田小 ○○改修工事 R10 山川中 ○○改修工事 ※全学校が平等に計画的に施設整備が行われていることがわかれば良いと思います。</p>	<p>②改修工事計画について 今後実施する改修工事について各学校からの要望の他、その時々^の社会的ニーズや各学校の状況などを考慮しながら、随時検討、見直しをする必要があると考えております。 また、必要な改修工事については、平等に実施しており、体育館非構造部材改修工事についても、昨年度全ての小中学校で終了することができました。 今後も、必要な施設整備を各学校平等に実施していけるよう努めてまいります。</p>
		<p>【坂上委員】 （事務事業名が私の頭の中では「学校施設環境改善交付金に係る施設整備事業」というふうに認識していますので、そのつもりで意見等記述させていただきます。） 学校の校舎、体育館、トイレ等の施設を整備し、管理し、児童生徒、教員等が常に安全に学ぶための環境づくりを市が行うことは、当然のことであり必要なことであります。 行政における各種事業の優先度は施設状態のひっ迫度や整備に伴う財政状況等、様々な状況により不変とは言えず、事業の推進に苦慮されていることと思いますが、③起債事業を含めて有効な交付金事業を活用して効率的な整備を計画していただきたいと思います。 過去3年間における事業実施においては、（小）学校の再編計画事業とも併行しながら時期に即した環境改善整備事業が行われたものと思います。 今後も児童、生徒、教員が整備された施設に愛着を持ち、もの（施設）を大切に思い丁寧に接する心を育みながら、引き続き効率的な事業の執行を期待いたします。 昨今の状況を考えれば、④施設のバリアフリー化や地域住民の避難施設としても十分に対応できる施設の整備は引き続き考慮していただきたいと思います。</p>	<p>③効率的な整備について 学校環境改善交付金や有利な起債を利用し、効率的な改修に努めてまいります。</p> <p>④施設のバリアフリー化について 学校が避難所となり地域の様々な方が利用することもあることから、バリアフリー化や多目的トイレの設置については、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

担当課	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
		<p>【長山委員】 市は児童・生徒、教職員等が安全で快適に学べる教育環境を確保するために、設置管理する学校施設を整備する必要がある。 年次的に体育館の大規模改修、非構造部材の耐震化がなされ、これにより全小中学校の体育館の非構造部材の耐震化が完了したことは、そこで学ぶ児童・生徒、教職員に限らず、災害時に避難所として利用するであろう地域住民にとっても、大変ありがたく安心して避難所として利用することができます。 また、事業費については、学校施設環境改善交付金の活用、対象外の事業においては有利な交付金や起債を活用して一般財源の縮減にも努めている。 本市の学校施設については、建築経過年数が50年以上経過した校舎の割合が高いようであり、老朽化が進んでいるとのこと。地震・台風等の災害はいつ発生するかわからない。有利な交付金等の活用を図りながら、今後も</p> <p><u>⑤計画的に長寿命化の改修を進めて、児童生徒が安全で快適に学べる教育環境を積極的に確保してほしい。併せて、トイレの洋式化率の向上、空調機器の設置、バリアフリー化等もさらに進めてほしい。</u></p>	<p>⑤施設の老朽化対策等について</p> <p>校舎の老朽化対策につきましては、大規模改造事業や防災機能強化事業を順次行っておりますが、今後は、長寿命化事業を活用して全面的な改修を行い、児童、生徒がより安全で快適に学べる環境を整備していきたいと考えております。 また、空調機器の設置やトイレの洋式化、バリアフリー化についても、長寿命化事業を活用して実施することにより、効率的に改修できるよう努めてまいります。</p>

2 地域学校協働活動推進事業（社会教育課）

担当課	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
社会教育課	地域学校協働活動推進事業	<p>【鳥飼委員】 本事業は、今後一層の充実を求められる大変有意義な事業だと思います。 学校、地域が相互に支え合う社会づくりには、学校の抱える課題（働き方改革、長時間労働、部活動、特別支援の必要な児童生徒など）地域の抱える課題（人口減、高齢者増、児童生徒減、若者の地元への就労など）を共に共有し、一緒に乗り越えていく組織が必要だと感じました。<u>①今回の事業を周知するためにやさしい言葉を用いた説明文の追加をお願い致します。（地域住民用）</u></p> <p>【坂上委員】 当事業を推進していくためにある組織体制の「学校応援団協議会」「地域学校協働活動推進協議会」「地域と学校の推進協働本部」、それぞれの構成員のどこかに「学校」「PTA」「公民館主事」「地域代表」など、色々な立場の方々がいらっしやと思えますが、学校応援団が導入される頃に、「学校にはPTAがあるのでは・・・」というような声があったように感じます。（PTAの役割等についてはここでは論じませんが、学校の支援はPTAに任せればよいということではありません。） また、新たに赴任された校長先生や教頭先生が、前からの事情がよく把握できないでいると、公民館主事やコーディネーター等の主導で、<u>②地域から学校への支援や学校から地域への活動参加が押し売りのような状況になってはいないかと危惧することもあります。</u>（支援や協働活動の内容を固定化せず、お互いのニーズを適宜見直すことも必要と思います。） 地域学校協働活動という言葉は最近耳にしますが、学校と地域の連携・協働は学校完全週5日制が実施された2002年頃から認識されているものと思っていますが、<u>③最近では、学校支援に携わるボランティアの高齢化であつたり、子どもの主体性がなくボランティア側の趣味に留まり学習とつながりが薄くなってきたりしている状況もあるかもしれません。</u> 法改正以降まだ日の浅い当事業ですが、「支援」から「連携（協働）」へ、「個別」から「総合（ネットワーク、チームワーク）」へ、を目指して引き続き取り組み、さらに有効な事業の展開を期待いたします。そのためには、私から述べるまでもなく、子どもや学校が支援されたことが、今度は自らが支援する側に成長していくという視点をもって、学校のみならず地域住民や保護者等、ひとりひとりが当事者となって、共に「育ち」共に地域の人材を「育てる」ことが必要であると考えます。 推進員やコーディネーターの資質向上やネットワークづくりのための実践的な育成研究も必要かと思えます。</p>	<p>①地域学校協働活動推進事業について 地域学校協働活動は、地域と学校が児童・生徒の健全育成のために双方向で連携・協働する活動で「学校を核とした地域づくり」を目指そうとするものであります。この活動を通じて、地域と学校それぞれが抱える課題を解決することが期待されております。また、この活動に参加するボランティアの活躍が、地域人材の育成、地域住民の生きがいづくり、地域の活性化につながるものと考えております。「地域学校協働活動」という用語自体が難解であることから、地域の方にはできるだけ平易な言葉を用いての説明に努めていく必要があると考えております。</p> <p>②支援や活動の参加が押し売りのような状況になってはいないか 学校又は地域が押し売りと感じるような状況にならないためには、学校と地域で、児童・生徒をどのように育てていけばよいかなどについて、十分に議論して同じ目標に向かうことが重要です。その上で、地域コーディネーターを中心として、学校の課題、地域の課題に対しお互いの意見をすり合わせ、具体的な活動に結び付けていくことが肝要と考えております。</p> <p>③ボランティアの高齢化等について 学校応援団活動が始まってから15年近くが経ち、ボランティアの高齢化に伴いその数が減少しており、新しいボランティアの確保が大きな課題となっております。地域全体に本事業の存在・活動内容を周知するためにも、毎月広報紙への掲載、現在ボランティアに携わる方による口コミ活動、また、PTAそして保護者にも参画を呼びかけ、保護者と地域の方とが繋がり、共に取り組んでいく体制づくりに努めてまいりたいと考えております。 なお、現在実施されている放課後子ども教室ですが、今和泉校区は習字や硬筆、丹波校区は英会話や百人一首、硬筆などをボランティアの方が教えるなど、学習とのつながりも深い内容となっております。児童や保護者、そして学校からも大変喜ばれ感謝されているところであります。</p>

担当課	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
		<p>【長山委員】 少子化、人口減少が叫ばれる中、地域においては郷土芸能の担い手もなく、継承も厳しいところもあるようです。地域によっては、子ども会活動もできない地域もあるようです。</p> <p>そういう状況下、④各校区で取り組まれる本事業は、<u>地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、そして、地域住民も参画することで世代を超えた交流、生きがいがづくりにつながる大変よい事業であると思います。</u></p> <p>このコロナ禍の行動制限がかかる中でも、年々活動件数・ボランティア参加者数ともに増加しているようです。また、活動に参加している児童からは継続希望のアンケート結果もあるようで一定の成果が見られます。</p> <p>しかし、本事業がスタートしてまだ数年しか経っていません。⑤本事業の存在・活動内容を知らない住民も多いのではないだろうか。地域に広く事業の周知を図り、地域住民の理解を得て、ボランティアの拡充に努め、その校区に応じた活動が展開できることを期待します。広報紙での事業掲載は、市民の皆さんに周知する方法の一つとして効果的で期待できそうです。</p>	<p>④地域学校協働活動の目標について</p> <p>地域学校協働活動の目標は、地域の活性化や地域人材の育成です。学校応援団活動も放課後子ども教室も手段の一つです。ですから、学校応援団活動や放課後子ども教室をきっかけにして、地域の活性化や地域人材の育成を目指す地域学校協働活動の目標は、今日抱えている地域の課題を解決することにつながることを学校職員や地域住民に理解してもらう必要があると考えており、そのための効果的な広報、そして研修・啓発活動に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>⑤地域学校協働活動推進事業の周知について</p> <p>広報いぶすきの令和4年5月号から、毎月【人づくり つながりづくり 地域づくり 学校・地域「応援団」】と題し、放課後子ども教室の様子や実際のボランティア活動、ボランティアの方の想いを掲載しております。また、現在ボランティアをされている方の口コミ活動、PTAそして保護者への参画を呼びかけること等により、地域全体への周知に努めてまいります。</p>

指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うため、指宿市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指宿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関関係者のうち、知見を有する者
- (2) 社会教育、社会体育及び芸術文化関係者のうち、知見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

令和4年度 指宿市教育委員会外部評価委員会委員

委員名	所属等
鳥飼 由紀子	山川高等学校校長
迫田 智志	校長会代表
坂上 次喜	社会教育委員
長山 君代	人権擁護委員
堀之内 直	指宿市PTA連合会会長

※ 外部評価委員会設置の根拠法令（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。